

諫早市告示第 1 2 5 号

諫早市介護予防・日常生活支援総合事業実施規程（平成 2 9 年告示第 1 8 号。以下「実施規程」という。）第 4 条の規定に基づき、第 1 号事業に要する費用の額の算定に関する基準を次のとおり定め、令和 4 年 1 0 月 1 日から適用し、第 1 号事業に要する費用の額の算定に関する基準（令和 3 年告示第 3 4 号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。

令和 4 年 9 月 2 6 日

諫早市長 大久保 潔 重

- (1) 第 1 号事業に要する費用の額は、単価 1 0 円に別表第 1 号事業支給費単位数表（以下「第 1 号事業支給費単位数表」という。）に定める単位数を乗じて算定するものとする。
- (2) 前号の規定により第 1 号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- (3) 実施規程第 5 条第 4 項の市長が別に定める費用の額は、次のア及びイの合計額とする。
 - ア 第 1 号事業支給費単位数表の 1 訪問サービス費のアからエまでの注 3 から注 5 まで並びにキ及びクの規定による加算に係る費用の額
 - イ 第 1 号事業支給費単位数表の 2 通所サービス費のアからエまでの注 2 並びにス、チ及びツの規定による加算に係る費用の額
- (4) 旧告示により市長に届け出た事項は、この告示により届け出たものとみなす。

別表

第 1 号事業支給費単位数表

1 訪問サービス費

- | | | |
|--------------|----------|-------------|
| ア 訪問サービス費（Ⅰ） | （1 月につき） | 1, 1 7 6 単位 |
| イ 訪問サービス費（Ⅱ） | （1 月につき） | 2, 3 4 9 単位 |

ウ 訪問サービス費（Ⅲ） （1月につき）3,727単位

エ 訪問サービス費（短時間サービス） （1回につき）167
単位

注1 利用者に対して、指定訪問サービス事業所（諫早市介護予防・日常生活支援総合事業指定訪問サービスの人員、設備、運営等に関する基準を定める規程（平成29年告示第19号。以下「訪問サービス基準」という。）第5条の指定訪問サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（訪問サービス基準第2条第1号の訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定訪問サービス（訪問サービス基準第3条に規定する指定訪問サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する（生活援助従事者研修の修了者である訪問介護員等が身体介護に従事した場合を除く。）（訪問サービス費（短時間サービス）は、1月に22回を限度として算定する。）。

ア 訪問サービス費（Ⅰ） 介護予防ケアプラン（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条の2第16項の介護予防サービス計画又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の5第3項の計画をいう。以下同じ。）において1週に1回程度の指定訪問サービスが必要とされた者

イ 訪問サービス費（Ⅱ） 介護予防ケアプランにおいて1週に2回程度の指定訪問サービスが必要とされた者

ウ 訪問サービス費（Ⅲ） 介護予防ケアプランにおいてイに掲げる回数を超える指定訪問サービスが必要とされた者（実施規程第5条第2項の事業対象者又は法第53条第1項の居宅要支援被保険者であり、かつ、法第7条第2項の要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分であ

る者（以下「事業対象者又は要支援2の者」という。）に限る。）

エ 訪問サービス費（短時間サービス） 介護予防ケアプランにおいて20分未満の指定訪問サービスが必要とされた者

注2 アからエまでについて、指定訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は指定訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対し、指定訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注3 アからエまでについて、厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）第1号から第6号までに規定する地域に所在する指定訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問サービスを行った場合は、特別地域訪問サービス加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注4 アからエまでについて、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号。以下「中山間地告示」という。）第1号に定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の指定訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 アからエまでについて、指定訪問サービス事業所の訪問

介護員等が、中山間地告示第2号に定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（訪問サービス基準第10条に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問サービス費は、算定しない。

注7 利用者が一の指定訪問サービス事業所において指定訪問サービスを受けている間は、当該指定訪問サービス事業所以外の指定訪問サービス事業所が指定訪問サービスを行った場合に、訪問サービス費は、算定しない。ただし、当該複数の指定訪問サービス事業所がいずれもエの算定に係る指定訪問サービスを行った場合は、この限りでない。

オ 初回加算 200単位

注 指定訪問サービス事業所において、新規に個別サービス計画（訪問）（訪問サービス基準第40条第2号に規定する個別サービス計画（訪問）をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（訪問サービス基準第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の指定訪問サービスを行った日の属する月に指定訪問サービスを行った場合又は当該指定訪問サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問サービスを行った日の属する月に指定訪問サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

カ 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位
- (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

注1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪

問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした個別サービス計画（訪問）を作成し、当該個別サービス計画（訪問）に基づく指定訪問サービスを行ったときは、初回の当該指定訪問サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が

同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした個別サービス計画（訪問）を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該個別サービス計画（訪問）に基づく指定訪問サービスを行ったときは、初回の当該指定訪問サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

キ 介護職員処遇改善加算

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからカまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アからカまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アからカまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「基準告示」という。）第130号の基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、(1)から(3)までのいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算する。

ク 介護職員等特定処遇改善加算

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） アからカまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） アからカまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

注 基準告示第131号の基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指

定訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(1)又は(2)に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

ケ 介護職員等ベースアップ等支援加算 アからカまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

注 基準告示第131号の2の基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問型サービス事業所が、利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、当該単位数を所定単位数に加算する。

2 通所サービス費

ア 通所サービス費（Ⅰ）（1月につき）1,672単位

イ 通所サービス費（Ⅱ）（1月につき）3,428単位

ウ 通所サービス費（Ⅲ）（短時間サービス） 次の表のとおりとする。

利用回数が1月に4回までのとき	1回につき	269単位
利用回数が1月に4回を超えるとき	1月につき	1,170単位

エ 通所サービス費（Ⅳ）（短時間サービス） 次の表のとおりとする。

利用回数が1月に8回までのとき	1回につき	277単位
利用回数が1月に8回を超えるとき	1月につき	2,400単位

注1 諫早市介護予防・日常生活支援総合事業指定通所サービスの人員、設備、運営等に関する基準を定める規程（平成29年告示第20号。以下「通所サービス基準」という。）第5条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所（同条の指定通所サービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定通所サ

ービス（通所サービス基準第3条に規定する指定通所サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が通所サービス基準第24条第4号の利用定員を超える場合又は看護職員若しくは介護職員の員数が通所サービス基準第5条に定める員数に満たない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定する。

ア 通所サービス費（Ⅰ） 介護予防ケアプランにおいて1週に1回程度の指定通所サービスが必要とされた者

イ 通所サービス費（Ⅱ） 介護予防ケアプランにおいて1週に2回程度の指定通所サービスが必要とされた者（事業対象者又は要支援2の者に限る。）

ウ 通所サービス費（Ⅲ）（短時間サービス） 介護予防ケアプランにおいて1週に1回程度の2時間以上3時間未満の指定通所サービスが必要とされた者

エ 通所サービス費（Ⅳ）（短時間サービス） 介護予防ケアプランにおいて1週に2回程度の2時間以上3時間未満の指定通所サービスが必要とされた者（事業対象者又は要支援2の者に限る。）

注2 アからエまでについて、指定通所サービス事業所の通所サービス従業者（通所サービス基準第5条に規定する通所サービス従業者をいう。以下同じ。）が、中山間地告示第2号に定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（通所サービス基準第10条に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注3 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型

共同生活介護を受けている間は、通所サービス費は、算定しない。

注4 利用者が一の指定通所サービス事業所において指定通所サービスを受けている間は、当該指定通所サービス事業所以外の指定通所サービス事業所が指定通所サービスを行った場合に、通所サービス費は、算定しない。ただし、当該複数の指定通所サービス事業所がいずれもウ及びエの算定に係る指定通所サービスを行った場合は、この限りでない。

注5 指定通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定通所サービス事業所と同一建物から当該指定通所サービス事業所に通う者に対し、指定通所サービス（短時間サービスを除く。）を行った場合は、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア 通所サービス費（Ⅰ）を算定する場合 376単位

イ 通所サービス費（Ⅱ）を算定する場合 752単位

オ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

(1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定通所サービス事業所の通所サービス従業者が共同し

て、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した個別サービス計画（通所）（通所サービス基準第39条第2号に規定する個別サービス計画（通所）をいう。以下同じ。）を作成していること。

(2) 個別サービス計画（通所）の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

(3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

カ 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びケにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

(2) 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して、

運動器機能向上計画を作成していること。

- (3) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 基準告示第107号の基準に適合している指定通所サービス事業所であること。

キ 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ク 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活

相談員その他の職種の者（ケの注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

(4) 基準告示第18号の2の基準に適合している指定通所サービス事業所であること

ケ 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

(4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(5) 基準告示第19号の基準に適合している指定通所サービス事業所であること。

コ 口腔機能向上加算

- (1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位
- (2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

注 基準告示第108号の基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びサにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき(1)又は(2)に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

サ 選択的サービス複数実施加算

- (1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480単位
- (2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700単位

注 基準告示第109号の基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定通所サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合は、1月につき当該基準に掲げる区分に従い、(1)又は(2)に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、(1)又は(2)に掲げる加算は算定しない。

シ 事業所評価加算 120単位

注 基準告示第110号の基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所において、評価対象期間（事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（カ、ケ又はコの注に掲げる基準に適合しているものとして市長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）をいう。）の満了日の属す

る年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。
ス サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（基準告示第23号イの基準に適合する場合）

（i） 通所サービス費（Ⅰ）を算定する場合 88単位

（ii） 通所サービス費（Ⅱ）を算定する場合 176単位

（iii） 通所サービス費（Ⅲ）（短時間サービス）を算定する場合 88単位

（iv） 通所サービス費（Ⅳ）（短時間サービス）を算定する場合 176単位

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（基準告示第23号ロの基準に適合する場合）

（i） 通所サービス費（Ⅰ）を算定する場合 72単位

（ii） 通所サービス費（Ⅱ）を算定する場合 144単位

（iii） 通所サービス費（Ⅲ）（短時間サービス）を算定する場合 72単位

（iv） 通所サービス費（Ⅳ）（短時間サービス）を算定する場合 144単位

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（基準告示第23号ハの基準に適合する場合）

（i） 通所サービス費（Ⅰ）を算定する場合 24単位

（ii） 通所サービス費（Ⅱ）を算定する場合 48単位

（iii） 通所サービス費（Ⅲ）（短時間サービス）を算定する場合 24単位

（iv） 通所サービス費（Ⅳ）（短時間サービス）を算定する場合 48単位

注 基準告示第23号に適合しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所が利用者に対し指定通所サービスを行った場合は、(1)から(3)までに掲げる区分に従い、1月につき(1)から(3)までのいずれかに掲げる所

定単位数を加算する。

セ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

注 基準告示第15号の2に適合しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、所定単位数を加算する。ただし、(1)又は(2)いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

ソ 口腔・栄養スクリーニング加算

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位

注 基準告示第19号の2に適合する指定通所サービス事業所の通所サービス従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、当該基準に掲げる区分に応じ、1回につき(1)又は(2)に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

タ 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所が、利用者に対し指定通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算す

る。

(1) 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(2) 必要に応じて個別サービス計画（通所）を見直すなど、通所型サービスの提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定通所サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

チ 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからタまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アからタまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アからタまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

注 基準告示第136号の基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所が、利用者に対し、指定通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、(1)から(3)までのいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算する。

ツ 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） アからタまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） アからタまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

注 基準告示第137号の基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指

定通所サービス事業所が、利用者に対し、指定通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(1)又は(2)に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

テ 介護職員等ベースアップ等支援加算 アからタまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

注 基準告示第138号の基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、当該単位数を所定単位数に加算する。